

平成 21 年度 第 3 回 総務企画委員会 議事概要

H21. 9. 17 作成

H21. 9. 25 修正

日 時 : 平成 21 年 9 月 15 日 (火) 18:00 ~ 19:42

場 所 : 建築士会 会議室

出席者 : (委 員 長) 金 子 修 司
(副 委 員 長) 長 田 喜 樹
(担当常任理事) 村 島 正 章
(委 員) 石 井 明 菊 嶋 秀 生 平 山 征 宏
渡 邊 一 郎 山 成 芳 直 長 谷 川 行 彦
(事 務 局) 岡部事務局長 田中職員

欠席者 : (委 員) 芝 京 子 齋 藤 龍 男 山 根 三 郎

報告事項(確認事項)

1. 第 2 回総務企画委員会の議事録案の確認 18:00 ~ 18:08

概要

前回委員会議事録案を異議なく承認(メーリングリストで事前送付済み)

質疑応答

特になし

議題

1. 新公益法人制度に関するアンケート結果について 18:08 ~ 18:34

概要

総務企画委員会から、会員に新公益法人移行に関する情報の周知を行うこととした。次回(10/20)までに、士会における、公益法人移行・一般法人移行のメリット・デメリットを整理。次回は、それに基づき、可能であればある程度の方針まで討議することとした。

10/27の正副会長・常任理事会には、その結果を提示することとした。

副委員長より、資料(新公益法人制度に関するアンケート調査結果 - 神奈川県法務文書課実施)について説明

- ・予定している方向性について...公益法人との回答が思いのほか多いものの、検討中や未回答といった回答も多くみられた。

質疑応答

- ・行政からの業務受託を受ける場合に、公益法人の方が良いという考えをもっている団体が多いのではないかと。
- ・移行先や申請時期の意思決定レベルについてはどうか。
当士会をはじめ社団法人は、総会になると思う。
- ・アンケートの回答で「難解だと感じている」項目等は何か。
公益法人とした際の財務関係、社団法人は総会・財団法人は評議員会が最高機関であるといった機関設計、公益目的事業への該当性が難解である、との回答が多くみられた。
- ・新公益法人制度の説明会等の開催希望についてはどう対応？
アンケートの回答結果をうけて、県が個別面談会を開くとのことのお知らせが出ている。まだ一般論の話と思われるので、事務局レベルで説明会に参加しておきたい。
- ・新公益法人移行に関しては不透明な点が多い。会員に対してどの程度まで周知されているのだろうか。
- ・総務企画委員会から、会員に対して積極的に情報を発信した方が良い。
総務企画委員会から、会員に対して新公益法人移行に関する情報の周知を行うこととした。

続いて、副委員長より、追加資料(公益法人会計基準における「支部会計」の扱いについて)について説明

- ・前回の委員会の際に、支部と本会は連結決算にしなければならないのかといった質問があったが、公益法人会計基準では会社法でいうような連結決算は求めている。
- ・ただし、「公益法人会計基準の運用指針」では、支部を有する法人は財産目録等について、支部単位での明細も作成するものと例示されている。現在、実態としてはそこまで行われていない。
- ・一方、財産目録については、一般法人に移行すれば、作成しないことも可能とされている。
- ・運用指針は法律そのものではないが、全くやらなくても良いというわけにはいかないだろう。まして、公益法人になれば、支部会計についても何らかのチェックが入る可能性はある。

質疑応答

- ・県建設業協会では支部単位で、会計がしっかりとできている。士会には、常設的な事務局がなく、会計に詳しい人材がいない支部もある。会計が厳格化されれば、そういった支部からの相談対応のため、公認会計士への依頼などの費用発生・財政面での負担増加も想定すべきだ。
検討課題としたい。
- ・定款では、支部がそれぞれ独自で動けるような決まりはあるのか。

定款・細則では、支部とその活動が位置づけられているが、概略のみ。

静岡士会では本会会員費とは別に支部会費をとっており、支部会費の方が高い。

そのため、支部が独立して動いている。

- ・法的に言えば、会社の登記における従たる事務所の表記のように、士会も、支部ごとに登記をしておく必要があるのではないだろうか。

- ・JIAは本部で公益法人制度についての周知を行っているが、連合会ではそのようなことを行っているか。

そのような情報はない。

- ・建築士会の定款は、全国同じではないのか。

県ごとに違う。

- ・今後のスケジュールについては、

10月27日の正副会長会及び常任理事会に何か案のようなものを出せるようにしたい。

それが遅れた場合でも、次年度の事業計画には検討作業を組み入れるようにする。

- ・一般、公益のどちらかを目指すという話を具体的にするのは、次回の会議では厳しいのではないか。

資料2の情報を参考に考えを進めてみる。

- ・当士会におけるメリット・デメリットはどのようなものがあるか。

前回にお配りした資料で大まかなメリット・デメリットは出したが、それ以降は議論が進んでいない。公益事業に関する認定等は県の公益認定審議会が判断するところとなるため、我々だけでは判断が難しい。しかし、一定の仮定をおいた上で、公益法人への移行・一般法人への移行で、具体的なメリット・デメリットがどうなるのか、もう少し突っ込んだシミュレーションを行ってみる。

それを基に次回(10月20日)の委員会で議論し、可能であればある程度の方針案まで討議したい。

10月27日の正副会長・常任理事会には、その結果を提示したい。

2. 資格別会員数について

18:34 ~ 18:45

概要

会員種別は、事務局でしっかりと把握・保持しておく。

事務局長より、資料（資格別会員数について）の説明

- ・前回、資格別の会員数を調べてほしいとの指示があったため作成した。(会員数は平成21年5月28日現在のもの)

質疑応答

- ・国土交通省は一級建築士を対象とした情報の周知等が多いように見えるが、士会として二級建築士を対象としたケアも行っているのか。

士会活動では、一二級の別は関係ない。たとえば技術支援委員会、横浜支部及び相模原支部では、二級建築士の会員の方の活動も非常に活発だ。

- ・新規入会者の一級、二級の割合はどうなっているか。

昨年までは二級建築士の登録申請受付業務を県が行っており、一級の登録受付受託業務のように、士会での集中受付等の際あわせて勧誘を行う、といったことができなかつたため、一級に比べると少なかつた。今年からは、士会が二級の業務も行うため、集中受付とその際の勧誘活動に努めたい。

- ・二級建築士設計製図の試験が去る9月11日に実施されたが、木造の知識が必要ない課題となっていた。木造文化の継承という点では、いかがなものかという気がする。

いずれにしても、会員種別は貴重な情報であるため、事務局でしっかりと把握・保持しておくものとする。

3. 情報提供のお願いについて

18:45 ~ 18:51

概要

広報誌に掲載する当委員会の活動紹介記事について、原案を副委員長が作成し、各委員に諮ることとした。

4. CPD 選考建築士制度委員会への委員選出について

18:52 ~ 19:18

概要

諸般の事情により、今回は推薦を見送ることとした。

5. 総務企画委員会の日程について

19:18 ~ 19:25

概要

賛助会員の委員会創設についても、10月27日の正副会長・常任理事会に、総務企画委員会から報告することとした。

6. その他

(1) 改正土法(基準法・土法)施行関連記事について

19:25 ~ 19:28

概要

士会連合会の設置した「改正法令懇談会」への対応については、引き続き委員長に一任し、必要があれば情報を出していただくこととした。

副委員長より、追加資料(改正土法(基準法・土法)施工関連記事)の説明

- ・東京士会の情報のとおり、行政への非公式な意見具申の場として「改正法令懇談会」が設けられている。
- ・周知のとおり、民主党の公約には基準法の抜本改正が盛り込まれているので参考添付。

質疑応答

本会からは、会長の依頼を受けて、委員長が出席している。建設関連団体の多くが参加している。

実施側から国に意見を言うチャンスなので、当委員会でも意見があればまとめて出していきたい。意見の募り方をどうすればよいか。

- ・東京士会では意見があればメールを、と呼びかけているが、当面は委員長に一任で対応をお願いできればありがたい。

9/30 に第 5 回が予定されている。横浜市や大阪も意見提出を準備しているらしい。国交省は、依然として確認申請時に無駄なチェックを強いているとの思いがあるので、計画変更確認の 2 段階化、大臣認定図書の省略、図書差し替えの許容など。手続きの簡素化を訴えていきたい。

引き続き委員長に対応を一任し、必要があれば情報を出していただくこととした。

(2) 長期優良住宅の認定状況について

19:28 ~ 19:32

概要

長期優良住宅の認定状況について、担当理事から情報提供があった。

担当理事より、追加資料（国交省住宅生産課報道発表資料）の説明

質疑応答

共同住宅等の認定数は当初の予測より低くなっているが、メリットが小さいことが考えられる。

当初はプレハブ型の認定が多かったが、段々と在来工法型の認定も増えてきた。県内でも相当な数に達しそうな勢いである。

(3) その他

19:32 ~ 19:42

- ・前回の委員会で決定された「神奈川県建築士会受託業取扱規程」は、今後どのようにオーソライズするのか。

10月27日の正副会長・常任理事会にかけることとしたい。

- ・前回配布された「建築士会の活性化と会員増強策施策体系表「現状部分」改訂版」については、あれが最終版なのか判然としない。表中の「調査中」の部分も、その後調査して確定させるのか。

全ての項目は埋まらないかもしれないが、現在調査中で補足できるところは埋めていきたい。

- ・第3回までの委員会の議論を通して、当委員会が士会のために中枢的な役割を果たさなければならないことを痛感。今後も委員各位のご協力を願いたい。